

戦没者遺児の皆さんへ

平成26年度政府補助事業

戦没者遺児による慰霊友好親善事業への参加募集のご案内

日本遺族会では、平成3年度より政府の委託ならびに補助を受け、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施しております。この事業は、戦没者遺児に対する慰藉の一環として、父等を国に捧げた戦没者の遺児が、一度は亡き父等の眠る地に赴き心ゆくまでの慰霊追悼を行うとともに、現地の方々との友好親善を深めることを目的としたものです。平成26年度は、裏面の15地域及び3地域（特定地域）を計画いたしましたので、関係遺児の方々の多数のご参加をお待ち申し上げます。

なお、参加希望者が募集人員を上回る場合は、本部にて選考させていただきます。先着順ではありませんが、お申し込みはお早めに願います。（※同事業の実施は補助金交付団体に指定された場合に限る）

■ 参加費

- 9万円 ※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き料等は含まれておりません。
※参加費は、燃料費の高騰、円安等諸般の事情により値上げする場合があります。

■ 参加資格

① 戦没者の遺児

本事業は、戦没者遺児を対象とした慰霊友好親善事業ですので、それ以外の方は参加できません。

なお、参加者の持病等により付添者が必要な方は、ご相談願います。

② 本事業は、今回実施する地域（実施地域周辺の公海上にて戦没された方も含む）以外の方は参加できません。

■ その他

※実施時期の日数には、東京都内等の集合日が含まれています。（集合場所につきましては、参加者の募集状況により、変更する場合があります）

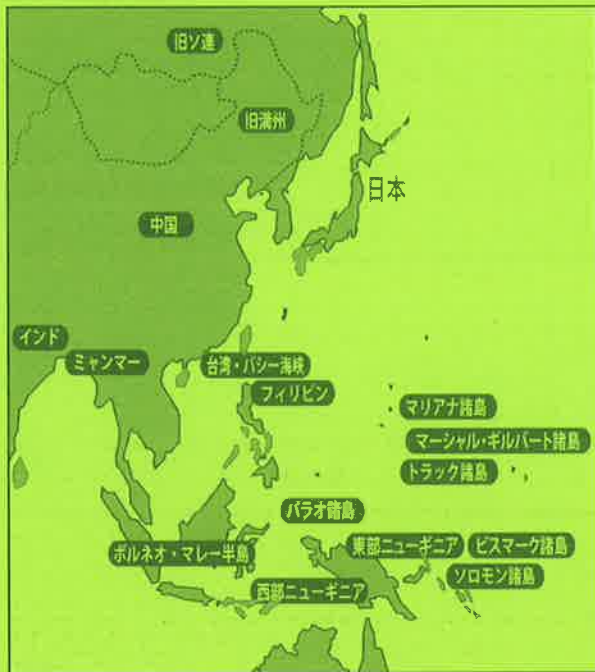
※実施時期、日程等につきましては、相手国の事情等により変更や取り止めとなる場合がありますので、予めご承知お願います。

※②のミャンマー・インド地域（2次）のインド及び特定地域のマーシャル・ギルバート諸島は、入域許可取得のため実施日約4ヵ月前の締め切りとします。

※各地域の班分けについては事務局で行いますので、参加される方は班を選ぶことは出来ませんので、予めご了承下さい。

■ 申込方法

在住する各都道府県遺族会事務局へ。



◇ ◎ 主催 一般財団法人 日本遺族会 （厚生労働省補助事業）

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-5

お問い合わせは 一般財団法人 日本遺族会事務局へ

電話 03-3261-5521

ファクシミリ 03-3261-9191

※本会の事業で得た個人情報、個人情報保護法に基づき保護されます。

《一般財団法人 日本遺族会への賛助金のお願い》

日本遺族会では、英霊顕彰や遺族援護など様々な活動のために賛助金を募っております。

本会は、これまで英霊の顕彰並びに戦没者遺族の福祉増進をはかるため、日々活動を行ってきたところでございますが、東日本大震災により収益部門であった九段会館が閉館したことに伴い、現在、慰霊友好親善事業をはじめ遺骨帰還等各種事業の継続が大変厳しい状況にあります。本会といたしましては、各種事業を行うにあたり、今後とも努力していくことは勿論のことですが、戦没者ご遺族並びに本会の諸事業にご賛同される皆様方より一層のご支援・ご協力を仰がなければなりません。本会の活動の主旨にご理解を賜り、何卒ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

賛助金のお振込先は

※賛助金につきましては、誠に勝手ではございますがお一人様1万円程度をお願いしております。

みずほ銀行 九段支店 普通預金 0980930

郵便振替 00130-2-694929

一般財団法人 日本遺族会:イッパンザイダンホウジン ニホンイゾクカイ